

令和元年度 第10回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和2年1月10日 午後3時00分

3. 場 所 ろくじ館会議室

4. 議 題 議案第29号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第30号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)

議案第32号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)の決定について

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 山内 亮一	2 番 長野 和代	3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂	5 番 平井 豪	6 番 奥名 政成
7 番 清住 昇	8 番 佐藤 礼治	9 番 福永 浩紀
10 番 岡本 篤幸	11 番 五嶋 靖	12 番 中村 峯子
13 番 島津 和徳	14 番 本田 廣正	

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	井上 良治	田上 安幸	河嶋 隆雄	本田 忠文
志垣 保博	伊佐 浩二	坂本 秀孝	坂本 導成	緒方 寛二
上村 敦之				

7. 欠席委員

農業委員

農地利用最適化推進委員

8. 議事録署名人

5 番 平井 豪

7 番 清住 昇

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局 それでは、皆さん、こんにちは。

本日の定例会は新年になって初めての総会でございますので、まずは、新年のご挨拶を申し上げたいと思います。皆様、新年明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。本年度もよろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、総会を始めます。

総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たすので、総会は成立することを報告します。

ただいまから令和元年度第10回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局 会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長あいさつ。

事務局 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、5番委員の平井委員と7番委員の清住委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局 それでは、議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議案第29号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第29号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 ありがとうございました。

それでは、番号1について審議したいと思います。

1 番委員の山内亮一委員から説明をお願いします。

○1 番 それでは、番号 1 番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、1 番委員の山内委員から、番号 1 の耕作賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○1 番 番号 1 の耕作賃借権設定（10年）について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。

まず、①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、主たる事業が農業で、その他法人の議決権要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件等を全て満たしており、問題ありません。

③については、会社は設立したばかりで持っていませんが、構成員所有の機械を借りる計画で、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われます。

④については、信託による権利移動ではないため、該当しません。

⑤については、工作農地の転貸・質入れでないため、該当しません。

⑥については、地域の営農に支障は考えられず、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、3 番委員の中村委員から説明をお願いします。

○3 番 昨年の12月24日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回申請されている農地は、大字津志田字五反田と後田にある農地 3 筆です。今回の申請地にはタマネギの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま 3 番委員の中村委員から現地調査の報告、また 1 番委員の山内委員から農地法第 3 条第 2 項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

はい、どうぞ。

はい。じゃあ、佐藤委員、どうぞ。

○8 番 作物なり体系なり、その植える内容は何か聞かれていますか。

事務局 その作物ということですか。

○8 番 はい。

事務局 先ほど、山内委員から説明があったかと思いますが、構成員の中に玉ねぎを作っている方がおられます。それで、タマネギの栽培を計画されています。

○8 番 構成員というと、共同経営の方ですか、それとも、従業員の方ですか。

- 事務局 役員で。従業員兼役員ですね。役員兼従業員の方が3人で作られます。
- 1番 法人の立ち上げを3人の役員でされます。今までは、その中の1人の方が玉ねぎをつくられています、タマネギの栽培を縮小しようと思われていたのですけども、これまで取引のあったところから「まだ続けてくれ」ということで、他の2の方と、法人を立ち上げたという話でした。
- 8番 法人でしたら、もちろん利益・利潤がある程度目的になってくるわけで、タマネギ栽培の場合は所得がいくらになるとか。何か、内容を聞かれていますか。ある程度利益率が高いとかいう作物ですか。
- 事務局 タマネギも結構収益は高いと思います、収益が40万くらい上がると思いますけれども、先々は生産から加工までするというような考えを持っておられます。
- ただ今、山内委員から説明がありましたが、技術的には現在玉ねぎを作っておられる方が役員としておられますので、その技術を早く取得して、その後、加工までというような考え方だそうです。
- 会 長 佐藤委員、よろしいですか。
- 8番 はい。
- 会 長 ほかに何かご意見は。
- それでは、意見もないようでございます。これより採決に入ります。許可することに賛成する方は挙手願います。
- (賛成者挙手)
- ありがとうございました。全員賛成と認めます。番号1につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。
- 続きまして、番号2につきまして審議したいと思います。
- それでは、1番委員の山内委員から説明をお願いします。
- 1番 1番委員の山内です。
- それでは、番号2について説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 申請土地の位置の説明。
- 会 長 続きまして、1番委員の山内委員から、所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 1番 それでは、所有権移転について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明いたします。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②については、トラクター、管理機、動力噴霧機等を所有しており、全ての農地

を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は250日程度となっており、取得後は農地を適正に管理する計画もされており、問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万8,621平方メートルで、下限面積をクリアいたします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行っておりますので、4番委員の松本委員から説明をお願いします。
○4番 先月の12月24日に、会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は麻生原字上原にある農地で、申請地にはクリ、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことをご報告いたします。

会 長 ただいま4番委員の松本委員から現地調査の報告、また1番委員の山内委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ご意見ありませんか。意見がなければ、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、議案第30号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第30号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年1月10日提出、農業委員会会長名です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、議案第30号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1について、審議したいと思います。

それでは、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 それでは、議案第30号、農地法5条の規定による許可申請審議調書、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 それでは、転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明いたします。

お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、若干の造成計画はありますが、土砂の流出防止策も計画されており、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、3番委員の中村委員から説明をお願いします。

○3番 昨年の12月24日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は大字中横田字宮上にある農地で、農地の状況としては、農地の広がりがおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当するため、許可することが可能と思われます。

また、今回の転用申請では、造成計画はありますが土砂の流出策も講じられており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま3番委員の中村委員から現地調査の報告、また9番委員の福永委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かありませんか。

山内委員、どうぞ。

○1番 転用する場合、隣接地あたりの同意が必要となりますが、その辺はどうですか。

事務局 先ほどは、分筆する場合には隣接地の同意が要ということです。

○1番 分筆する場合、ですか。

事務局 はい。転用の場合も隣接地の同意の要件はありますが、義務づけではありません。以前は、隣接地が農地の場合については同意を必要としておりましたが、省令で通達が出まして、若干緩やかになったといえますか。申請者に過分の負担を強いるなということになって任意的になっています。しかしながら、今のところトラブル防止のためには隣接地の同意はいただいておりますが、どうしてもできないということであれば、いつ協議をされたのかということを書いていただくようにしています。また、今のところ甲佐町では隣接地の同意を得られないという案件はありません。

もし、そのようなことがあった場合は県への提出書類にはない用途を添付するように考えております。転用に関しての隣接地の同意は必ずしも義務づけということではございません。

会 長 山内委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

それでは、ないようでありますので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県へ送付します。

続きまして、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので意見を求めるものでございます。

令和2年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の9ページをお願いいたします。

甲の第1671号、令和元年12月23日。甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和元年度第9回でございます。まずは、農用地利用集積計画の総括表でご説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、3年の田が4筆の5,057平米、6年の田が4筆の6,401平米で、賃借権の再設定の計といたしましては、田が8筆の1万1,458平米です。また、賃借権の新規といたしましては、3年の田が3筆の3,867平米、6年の田が3筆の5,201平米、10年の田が8筆の1万1,633平米で、賃借権の新規の計といたしましては、田が14筆の2万701平米です。このため賃借権の小計は、田が22筆の3万2,159平米となります。

使用賃借権の再設定、新規はございませんので、今回の利用権設定の合計といたしましては、田が22筆の3万2,159平米となります。

その他、所有権移転につきましては、田が1筆の2,062平米、畑が1筆の1,525平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは、利用権設定の新規の案件と所有権移転案件となります。

詳細は、事務局から説明いたします。

会 長 ありがとうございました。

それでは、番号1について審議したいと思います。農業委員の長野委員はこの案件の相手方（譲り受け人）の親族になります。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 番号1について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号1の相手方である譲り受け人は、認定農業者で府領地区の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地にも、米、野菜の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま、事務局から番号1について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、番号1については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2から番号4につきましては、相手方が同一なので一緒に審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲り受け人）は農事組合法人アグリたぐちで、農業委員の本田委員、最適化推進委員の坂本委員は、この法人の役員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当するため、お2人は審議が終わるまで退席をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

番号2から番号4について説明。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号2から番号4までの相手方である農事組合法人アグリたぐちは、認定農業者で田口地区の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地にも、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま、事務局から番号2から番号4までについて説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

はい、山内委員、どうぞ。

○1番

申請人は、89歳なので、随分前に田んぼを預けられていたのではないかと思いますけども、そちらとは解約になっているのですか。

会 長

事務局、説明をお願いします。

事務局

解約されているかどうかということですか。

○1番

小作契約をされているのではないですかね。

事務局

農地法で契約をする上では、小作契約がある場合については貸し借りができないとなっておりますので、解約されているか期限が来ているのだと思います。

○1番

番号3、番号4の譲渡し人の面積は両方同じ面積ですか。こんなに持たれているのでしょうか。

事務局

3番と4番の譲り渡し人ですか。

○1番

3番と4番です。

事務局

今回、申請が出ている農地については3番目の方の名義と4番目に記載されている人の名義とが合わさっています。

○1番

耕作面積は、名義の面積とは違うということですかね。

事務局

そうです。耕作面積は、その世帯の全体の面積になりますので、世帯の中でそれ

ぞれが所有する農地があるなら、それを足したのがこの耕作面積ということになります。

○1番 わかりました。

会 長 よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは番号2から番号4については、原案のとおり承認いたします。

推進委員 さっきの案件ですけれども、譲渡人は、90近くで高齢ですよね。10年間貸し借りをされると、その間に亡くなったときには契約はどうなるんですかね。

事務局 権利者が亡くなられた場合は、誰かが相続されると思います。その相続された方は、その契約まで相続するという決まりになっています。このため、耕作をされている方と相続された方が合意解約をされない限りは、その期間は契約が継続されることになります。

会 長 よろしいですか。

推進委員 はい。

会 長 それでは、続きまして、番号5、番号6についても、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号5、番号6の相手方である譲り受け人は、山出集落で地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地にも、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると考えられます。

会 長 ただいま、事務局から番号5、番号6について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号5、番号6については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7から番号9につきましても、相手方（譲り受け人）が同一なので一緒に審議したいと思います。

また、この案件の相手方（譲り受け人）は、最適化推進委員の緒方寛治委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当します。このため、審議が終わるまで退席をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

番号7から番号9までについて説明。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。地

続きまして、相手方の状況について説明。

番号7から番号9までの相手方である譲り受け人は、認定農業者で早川地区の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。今回の申請地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま、事務局から番号7から番号9について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号7から番号9については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号10について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号10について説明。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号10の相手方である譲り受け人は、現在は熊本市南区城南町にお住まいですが、御船町で認定農業者として位置づけられる等、地域の担い手として農業を頑張っ

おられます。主たる営農内容は、米、麦を栽培されています。今回の申請地にも、米、麦の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま、事務局から番号10について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号10については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号11について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号11について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号11の相手方である譲り受け人は、認定農業者で府領地区の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆、野菜を栽培されています。今回の申請地にも、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま、事務局から番号11について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

はい、どうぞ。

推進委員

先ほどの10番の案件と非常に近いところにある農地だと思いますが、何か貸し付ける条件で折り合いが悪いとか理由があるのでしょうか。譲渡し人は同一ですが、貸付先がそれぞれ違っているようで、少し違和感をもったので質問します。

事務局

それについては、地元の長野委員が一番詳しくご存じではないかと思います。

○2番

何ですかね。

事務局

農地の位置は同じところですが、何で、譲り受け人が別々なのか。

○2番

それは。●●さんがつくると言われたから。そして、つくられないところを●●さんがするということです。

事務局

前から●●さんが作っておられたところは、●●さんが作られる。それ以外を違う方が作られるということです。

前からのつながりだから、こればかりは。仕方がないと思います。

会 長

ほかに、何かございませんか。

では、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号11については原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号12について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号12について説明しますが、この案件につきましては、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化法に基づく農地の売買になります。事業の仕組みとしましては、所有権を有する農家の方から熊本県農業公社が一旦農地を買い上げた後、農地を購入したい担い手農家を募集して、要件に見合った担い手農家へ売り渡す仕組みです。

それでは、番号12について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

会 長 ただいま、事務局から番号12について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○14番 いつも出てくるのですけれども、これは公開されるということですが、全然見ていないです。どこで公開されるのだろうか。これを今購入しようとしている人は、おそらく今ここをつくっている人だと思うのですよ。だから、公開となっているけれども、どこで公開されたのでしょうかということを聞きます。

会 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 公開ということではないと思います。先ほど説明がありましたように、農地中間管理機構が農地を必要とする方を募集するということでございます。今、委員がおっしゃったように、今まで小作されていた方については、優先的に、売買の案件が出ましたよ、買うことはできませんかというお話はされると思います。そして、その方がどうしても買わないということであれば、もう少しエリアを広げて、募集をされるとおもいます。公開ということではなく、ほかの担い手の方に当たられることになろうかと思います。

これが競売などであれば、広く公開されますけれども、そうすると農地について購入できる権利を有する方に限定されます。

本田委員にはご不審な点があるかもしれませんが、制度上は、トラブルにならないように、農地中間管理機構は耕作された方に打診をされるということで、ご承知いただければと思います。

○14番 話はわかりましたけれども、言いたかったことは単純です。買われる方は、今回農地は買われますが、買われる方と思われる方はもう手一杯ということで今借りられている農地を返されます。それで法人で引き受けるのですよ。

これはその方が買われたんじゃないかなというところで、不信感を持っているものですから質問をしたのです。

事務局 委員の皆さんご存じのように、農地については、農地をお持ちの方がどうにか処分したいという場合に、買いたいと言われる方が多いと良いのですが、現実には難しい状況です。

先ほどから説明をさせていただいておりますけれども、どうしても売買の相手は小作をされている関係上、やむなく購入されるのが多いようです。

購入される方も、自分で管理する農地が増えすぎると購入できませんので、どうしてもお願いされて購入しなければならない場合は、誰かに作ってもらう必要があります。

法人がいらっしゃるところについては、なおさら代わりに作ってもらおうと思われるのではないかと思います。

会 長 佐藤委員、どうぞ。

○8番 これは中間管理機構が購入したような形になっていますが、相手先がわかっているから、こうなっているわけでしょう？

会 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 今回の佐藤委員からのご質問については、制度上ではできません。

繰り返しますけれども、農地中間管理機構が農地を手放したい方から農地を買って、農地を集積したいという担い手の方に対し集積がスムーズにできるように農地中間管理機構が間に行って農地をあっせんする制度でございます。

○8番 もう一つ、確認で。

会 長 はい。

○8番 中間管理機構じゃなくて買う人が直接でも、制度的には大丈夫ですか。

事務局 直接買われるということであれば、3条許可申請をしていただくことになります。

○8番 それで、税制の優遇措置はあるのですか。

事務局 それはありません。これは、農地中間管理機構が扱う案件についての特例措置ということになります。

○8番 だから、問題なのは、売買される前に小作権を設定してあったか設定してなかったかということですよ。小作していれば、それを解除しないと。

事務局 小作契約はしてある場合は、案件として提出するまえに契約の解除をしてもらいます。先ほど農地を貸し借りということで、新たに違う人に貸し借りをする場合も一緒ですけども、必ず合意解約をされているというところでございます。

会 長 ほかに、何か意見はございませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号12については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第32号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第32号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）の決定について。

農業委員会の委員等の綱紀保持を図るため、農業委員会の法令遵守申し合わせ決議を決定する必要が生じたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、議案第32号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から説明。

議案第32号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてですが、決議案を朗読する前に、なぜ農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をする必要になったかの経緯等をまずご説明させていただきたいと思います。

農業委員会の役割につきましては、委員の皆さんご承知のとおりでございますけれども、農業者の公的な代表機関として、法令にのっとり適正に農地制度を運用するとともに、農地利用等の最適化の推進を図ることが責務となっています。

しかしながら、残念なことに、昨年の10月に2市町の農業委員会におきまして農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いで逮捕されています。

この件につきましては、昨年の11月の定例農業委員会総会の際、岡本会長がご挨拶の中でご紹介されていますので、委員の皆様は記憶されていると思います。具体的な内容といたしましては、奈良県安堵町の農業委員会の会長が、営利目的としたその3条許可申請を行い農地取得し、この農地を転用する際には5条申請で県への申請が必要となりますけれども、この5条申請を行わずに開発行為を進めていたということで、農地法違反（虚偽申請）の疑いで逮捕をされています。

もう1件は、大分県別府市の農業委員会で、会長が、農地転用の手続で便宜を図った見返りに現金数十万円を受け取ったとして収賄容疑で逮捕されているところでございます。

これら一連の不祥事につきましては、農業委員会及び農地制度に対する町民の皆さん、あるいは県民の皆さんの信頼を大きく傷つけるものであり、その影響ははか

りしれないところでございます。

このため、農業委員会組織は、いま一度原点に立ち返り、法令にのっとり適正に農地制度を運用することを自覚し農業委員会業務を行う必要があるということで、全国農業会議を通じて通達等も来ているところでございます。

つきましては、組織が一丸となって再発防止に取り組み、県民及び町民の皆さんの信頼回復を図ることに努めることが必要であるため、その前提といたしまして、全国の農業委員会におきましても法令遵守の申し合わせが決議されているというところでございます。これに基づきまして、本町の農業委員会におきましても、法令遵守の申し合わせ決議を策定しまして適正に農業委員会業務を行う必要があると考えております。

そこで、21ページでございますけれども、これにつきましては、ここに書いてありますように、令和元年度、全国農業委員会会長代表者会議の集会におきましても、決議をされているところでございます。

これに基づきまして、次の22ページです。県の農業会議から申し合わせ決議（例）ということで示されておりますので、これに基づいて、甲佐町も申し合わせ決議を行いたいと思います。

それが、なぜ今この申し合わせ決議をするかという経緯等でございます。

それでは、この決議（例）について朗読をさせていただきたいと思います。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり、適正に農地制度を運用し農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は、高い倫理感を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ決議をする。

記。

一つといたしまして、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり、適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事・参与の制限、同第33条の議事録の公表を適正に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

二つ目といたしまして、農業委員・農地利用最適化推進委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修会等を実施すること。

ということで、令和2年1月10日、甲佐町農業委員会として申し合わせ決議をするということで、ご提案をいたすところでございます。

以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文をなぜ策定する必要になったかの説明がありました。また、申し合わせをする内容の決議文の案の朗読がありましたが、何かご質問はございませんか。

皆様もご承知のとおり、私たち農業委員及び最適化推進委員は、特別職の地方公務員です。このため、従わなければならない決まりがいろいろ設けられていますが、その中に、「信用失墜の行為の禁止」が定められています。この「信用失墜の行為の禁止」にはどのようなことが定められているかといいますと、その職の信用を傷つけたり、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならないということが、規定されています。

今回の不祥事は、農業委員会や農地制度の信用を著しく揺るがすものであるため、この規定に抵触します。

このため、早急に信頼回復に努めなければなりませんので、今回、それぞれの農業委員会におきまして農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議し、組織一丸となって取り組むことにより再発防止また信用回復に努めるものです。

このことにつきまして、皆様から何かご意見はございませんか。

意見がなければ、議案第31号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、原案のとおり承認いたします。

（案）の削除をお願いします。

本日本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

5 番

7 番